

税効果会計に係る会計基準の改正案

企業会計基準委員会は、平成 29 年 6 月 6 日に「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」（以下、公開草案）を公表しました。公開草案は平成 29 年 8 月 7 日までがコメント募集期間とされており、適用時期は平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からを提案しています。

今回は、公開草案のうち開示（表示及び注記事項）の部分についてご紹介したいと思います。

公開草案では、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法として、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することを提案しています。

また、公開草案では、財務諸表利用者による分析・評価の観点から、税効果会計における注記事項について下記①～④の注記事項を追加することを提案しています。

①評価性引当額の内訳に関する数値情報

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合に、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、評価性引当額の合計額を、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。

②評価性引当額の内訳に関する定性的な情報

評価性引当額（合計額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。

③税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合に、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、税務上の繰越欠損金に関する数値情報として、繰越期限別に次の数値を記載する。

- ・税務上の繰越欠損金の額に税率を乗じた額（発生原因別の主な内訳注記に記載されている額）
- ・税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- ・税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

④税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報

税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

なお、公開草案では、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表における税効果会計に関する注記事項については、①の評価性引当額の内訳に関する数値情報のみを追加し、②～④の注記事項の記載を要しないことを提案しています。

以上